

浜松みをつくし特別支援学校 いじめ防止基本方針

Ⅰ いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、「いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。」ということについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としていじめの防止等のための対策を行う。また、児童生徒の障害の状況や実態、その背景にある問題等にも配慮しながら、適切な支援や指導に努める。

(いじめの禁止)

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に行ってはいけない。

(学校及び職員の責務)

いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめが行われず、全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係機関との連携を図りながら学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発の防止に努める。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(Ⅰ) 基本施策

① いじめの未然防止

- ア 学校経営計画の中に「安全で安心な学校づくり」を掲げ、児童生徒が安全・安心な学校生活を過ごせるよう組織的に取り組む。
- イ 人権・個性を尊重し、互いが人の「夢」を大切にできるように、児童生徒の豊かな道徳心を培い、心の通う人間関係を築くため、道徳教育の全体計画に基づいて、さまざまな教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止のために児童生徒が自主的に行う児童生徒会活動に対する支援を行う。
- エ 児童生徒の障害の状況や実態、その背景にある問題等にも配慮しながら適切な支援や指導が行えるよう、校内での指導体制や関係機関との連携を図る。
- オ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

カ いじめ発見等に関するチェックリストやアンケート調査を必要に応じて作成、共有して全職員で状況把握や実態調査を行い指導に当たる。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめの調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

(ア) 児童生徒対象いじめアンケート調査【年2回（6月・11月）】

(イ) 高等部生徒対象アンケート調査（2学期始め：9月）

(ウ) 個別面談を通じた学級担任による保護者からの聞き取り調査

※学級での様子や人間関係、教育相談を通じた学級担任等による児童生徒からの聞き取りを参考に調査する。

イ いじめ相談体制

日頃から、抵抗なくいじめに関して相談しやすい場や雰囲気づくりをするとともに、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認できるようにする。また、保健室やスクールカウンセラー等の利用について広く周知する。

ウ いじめ未然防止等のための教職員の資質向上

ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知できるようにするため、いじめの未然防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの未然防止等に関する教職員の資質向上を図る。

③ SNS等を通じて行われるいじめに対する対策

児童生徒及び保護者が、SNS等を通じて行われるいじめを未然防止し、また効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、高等部生徒を対象としたスマホ安全教室を行う。また、学校と家庭との連携を図り、児童生徒のSNS等の利用状況等の把握に努める。

(2) いじめ防止等に関する措置

①「浜松みをつくし特別支援学校いじめ防止対策委員会」の設置

本校では、各種委員会の中に「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止等に関する基本方針に沿って対策し推進していく。

<目的>

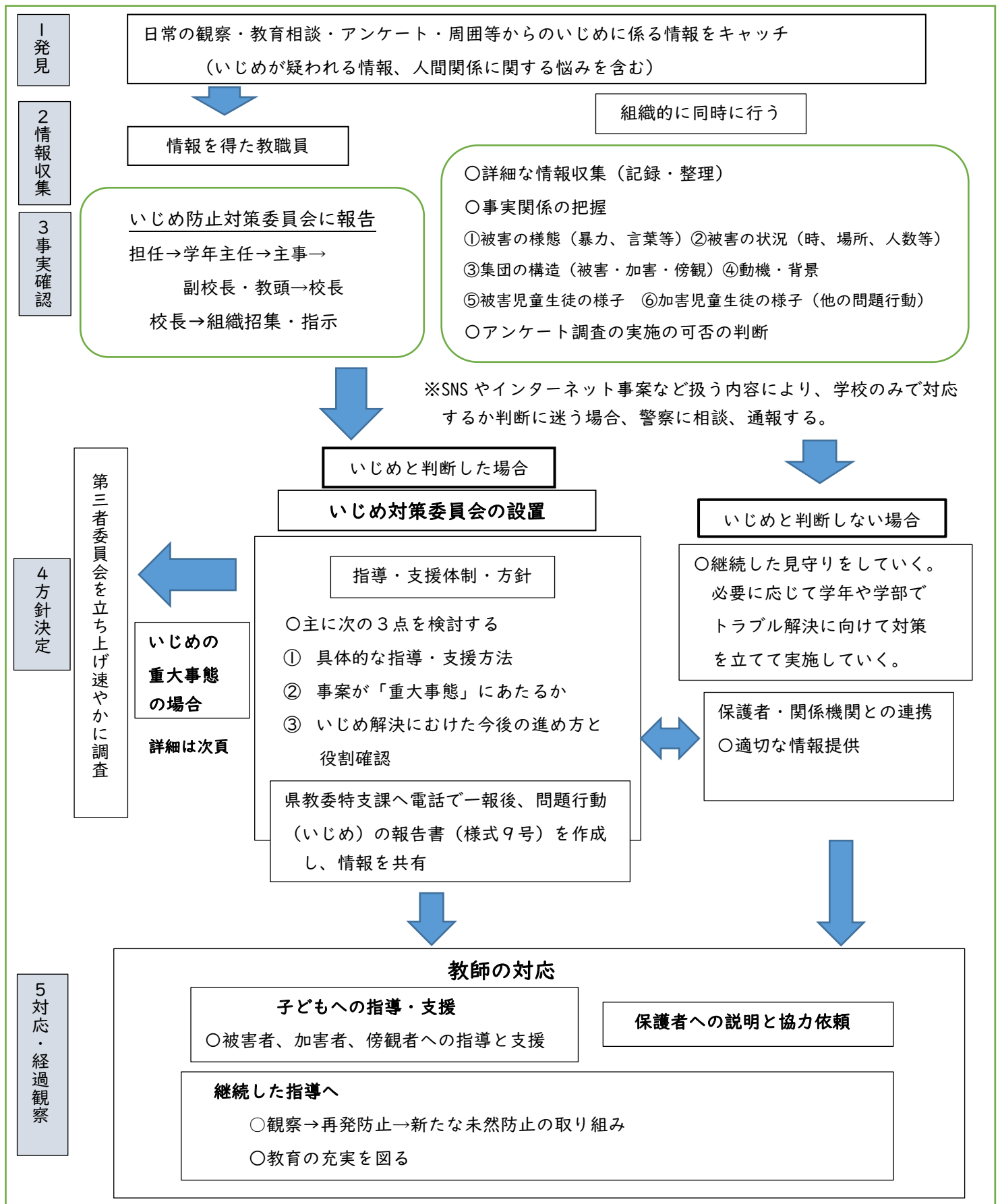
いじめの情報の共有、いじめ防止対策、いじめ発生時の対策について組織的に対応を行う。

<構成員>

校長、副校長、○教頭、学部主事、養護教諭、生徒指導課長、保健体育課長、（学年主任関係職員）その他校長が必要と認める者。

※いじめ対策の構成員としては、扱う内容に応じて柔軟に構成していく。（例スクールカウンセラー、学校医、専門的な知見を有する者など）

② 校内におけるいじめ対応のフローチャート



※ いじめ解消の要件(少なくとも以下の2つを満たすこと) (静岡県いじめ防止基本方針)

- ① いじめに係わる行為が止んでいる状態が、相当の期間(概ね3か月)続いていること。
- ② 被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていないことが、本人および保護者から確認できたこと。

(3) 重大事態への対応

重大事態対応の流れ

☐ いじめの疑いに関する情報

法第 22 条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」においていじめの疑いに関する情報の収集、記録共有及びいじめの事実の確認を行い、結果を静岡県教育委員会へ報告

☐ 重大事態の発生

重大事態の発生を静岡県教育委員会に報告

重大事態とは、以下のケースをいう。

- ① いじめにより、子どもの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

 - ・子どもが自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合 等

② 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。

③ 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったとき

☐ 調 査

*静岡県教育委員会が調査主体を判断

【学校が調査主体の場合】

静岡県教育委員会の指導、助言のもと、以下のような対応に当たる。

- ☐ 学校に、重大事態の調査組織を設置
 - ☐ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - ☐ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に情報提供
 - ☐ 調査結果を静岡県教育委員会に報告
 - ☐ 調査結果を踏まえた必要な措置

【静岡県教育委員会が調査主体の場合】

- ☐ 静岡県教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

令和 3 年 5 月 2 0 日制定

令和 4 年 4 月 2 6 日改訂

令和 5 年 5 月 1 8 日改訂

令和 6 年 2 月 1 日改訂